

被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法が平成 10 年 5 月に成立し、適用が開始された平成 11 年から今年で 20 年目を迎える。概ね現行制度となった平成 19 年以降、平成 23 年に東日本大震災、平成 28 年に熊本地震が発生し、今年も平成 30 年 7 月豪雨や大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年北海道胆振東部地震が立て続けに発生するなど、大規模災害による被害が続いている。

発生後 8 年目を迎える東日本大震災では、依然 5 万 7 千人の方が避難生活を余儀なくされている。現在でも東日本大震災の被災 3 県で 7 千戸、熊本地震により被災した熊本県で 1 万 1 千戸の仮設住宅が供与されており、住まいの再建には至っていない状況にある。

また、被災者生活再建支援基金は、東日本大震災や熊本地震などの被災者への支援金の支払いが継続していることにより、来年度末に基金残高が 200 億円に減少する見込みであることから、基金への追加拠出が早急に必要となっている。

被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるため、これまでも数度に亘る制度の改善を図ってきたところである。

その上で、さらなる充実や安定を図ることにより、早期の生活再建や復興を果たせるよう、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。

- 1 被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。
- 2 基金への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講じること。
- 3 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。
- 4 一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。

平成 30 年 11 月 9 日

全国知事会